

東京地方裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 更正の請求が出来る期間の起算日誤認請求事件
国側当事者・国(中野税務署長)
令和2年12月8日棄却・控訴

判 決

原告 甲
被告 国
同代表者法務大臣 上川 陽子
処分行政庁 中野税務署長
井崎 智士
指定代理人 別紙1 指定代理人目録のとおり

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 中野税務署長が平成30年9月26日付けで原告に対してした、乙に係る平成23年分の所得税について更正すべき理由がない旨の通知処分を取り消す。
- 2 被告は、原告に対し、500万円を支払え。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

原告は、母である乙(以下「乙」という。)に係る国税の納付義務を相続によって承継し、乙に係る平成23年分の所得税について、平成30年7月9日に更正請求をしたところ(以下「本件更正請求」という。)、中野税務署長(処分行政庁)から、本件更正請求は更正請求をすることができる期間(以下「請求期間」という。)を徒過してされた不適法なものであるとして、同年9月26日付けで更正すべき理由がない旨の通知処分(以下「本件通知処分」という。)を受けた。本件は、原告が、本件通知処分は違法であるとして、被告を相手にその取消しを求めるとともに、中野税務署長が請求期間の起算日を誤認して本件通知処分をしたことについて国家賠償法1条1項の違法が認められるとして、被告に対しその損害賠償として500万円の支払を求める事案である。

2 関係法令の定め

本件に関する国税通則法(平成27年法律第9号による改正前のもの。以下同じ。)の定めは別紙2-1のとおりであり、所得税法(平成31年法律第6号による改正前のもの。以下同じ。)の定めは別紙2-2のとおりである。

- 3 前提事実(争いのない事実、顕著な事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実)

(1) 原告の身分関係等

ア 原告と丙（以下「丙」という。）は、いずれも乙の子である。

イ 乙は、平成12年8月29日、東京都中野区に所在する丙の住所に転入した（乙14の2）。

(2) 原告及び乙の平成23年分の所得税の申告に至る経緯

ア 乙は、平成23年6月30日当時、東京都中野区●●所在の2筆の土地（以下これらの土地を併せて「本件土地1」という。）について、それぞれ2分の1の持分を所有していた。また、原告は、本件土地1に隣接する1筆の土地（以下「本件土地2」といい、本件土地1と併せて「本件各土地」という。）を所有し、本件各土地上に建物（以下「本件建物」という。）を所有していた。（甲1の2、乙13の1～4。以下、本件各土地及び本件建物を併せて「本件土地建物」という。）

イ 原告及び乙は、平成23年6月30日、A株式会社に対し、本件土地建物を一括して6600万円で売却した（甲1の2）。

ウ 原告及び乙は、平成23年7月14日、B株式会社から、東京都中野区●●所在のマンション1戸を5580万円で購入し、持分割合を2分の1ずつとして共有した（甲1の2、乙3）。

エ 乙は、平成23年9月13日、本件土地1について、交換によって他の共有者から2分の1の持分を取得し、原告及び乙は、同年12月9日、本件各土地についてA株式会社に対する所有権移転登記手続をした（乙13の1～4）。

オ 原告は、平成24年3月14日、中野税務署長に対し、本件土地建物の譲渡所得が全て原告に帰属するものとした上、租税特別措置法（平成24年法律第16号による改正前のもの。以下「措置法」という。）36条の2に規定する特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例（以下「買換特例」という。）が適用されるものとし、納付すべき税額を106万1500円として、平成23年分の所得税の申告をした（乙2）。

カ 乙は、中野税務署職員による調査の結果、本件土地1に係る譲渡所得が申告漏れであるとの指摘を受けたことから、平成25年7月8日、本件土地1に係る譲渡所得について買換特例が適用されるものとし、納付すべき税額を44万9500円として、平成23年分の所得税の期限後申告をした（乙4）。

(3) 乙に対する無申告加算税賦課決定処分等

ア 中野税務署長は、平成25年7月30日付けで、乙に対し、加算税の額を6万6000円とする無申告加算税賦課決定処分をした（乙15）。

イ 乙は、中野税務署職員から、乙が本件建物に居住していた事実はなく、本件土地1の譲渡は居住用資産の譲渡に当たらないとの指摘を受けたため、平成25年8月15日、買換特例が適用されないものとし、納めるべき税額を422万4700円とする修正申告をした（乙6）。

ウ 中野税務署長は、平成25年8月30日付けで、乙に対し、上記イの修正申告により乙が納付すべきこととなる所得税額377万5200円を基礎とし、加算税の額を75万1500円とする無申告加算税賦課決定処分をし、原告に対し、乙に帰属する譲渡所得相当額を減算するものとして、職権で本税の額を49万0600円減額する旨の減額更正処分をした（乙5、乙16）。

(4) 乙による更正請求等

ア 乙は、平成27年4月9日、中野税務署長に対し、平成23年分の所得税につき、措置法35条に規定する居住用財産の譲渡所得の特別控除を適用すべきことを主張して、更正請求をした(乙7)。

イ 中野税務署長は、平成27年6月29日付けで、上記アの更正請求に対し、乙が本件建物に居住していなかったことなどを理由に、更正すべき理由がない旨の通知処分をした(乙10)。

ウ 乙は、上記イの通知処分を不服として、平成27年8月26日に異議申立てをしたが、中野税務署長は、同年11月24日付けでこれを棄却する旨の決定をした。乙は、同年12月17日、さらに審査請求したが、国税不服審判所長は、平成28年12月2日付けでこれを棄却する旨の裁決をした。(乙11)

(5) 乙の死亡及び相続

乙は、平成28年1月●日に死亡し、原告及び丙は、乙の国税の納付義務を承継した(甲1の1、乙1)。

(6) 原告及び丙による更正請求等

ア 原告及び丙は、平成29年7月19日、中野税務署長に対し、乙の平成23年分の所得税に係る更正請求をした(甲1の3。以下「前回請求」という)。

イ 中野税務署長は、平成29年9月27日付けで、原告及び丙に対し、上記アの更正請求(前回請求)は請求期間を徒過してされた不適法なものであるとして、更正すべき理由がない旨の各通知処分をした(乙17、乙18)。

ウ 原告及び丙は、上記イの各通知処分を不服として、平成29年10月19日、再調査の請求をしたが、中野税務署長は、同年12月13日付けでこれを棄却する旨の決定をした。原告及び丙は、さらに平成30年1月16日、審査請求をしたが、国税不服審判所長は、同年6月18日付けでこれを棄却する旨の裁決をした。(乙1、乙18)

エ 原告は、平成30年7月9日、乙の平成23年分の所得税に係る再度の更正請求(本件更正請求)をし、丙も同様に再度の更正請求をした(甲1の1、乙1、乙19)。

オ 中野税務署長は、平成30年9月26日付けで、原告に対し、本件更正請求は請求期間を徒過してされた不適法なものであるとして、更正すべき理由がない旨の通知処分(本件通知処分)をし、丙に対しても同様の通知処分をした(乙1、乙20)。

カ 原告及び丙は、平成30年10月22日、本件通知処分について再調査の請求をしたが、中野税務署長は、同年11月20日付けでこれを棄却する旨の決定をした(甲1の1、乙1)。

キ 原告は、平成30年11月29日、本件通知処分について、丙は、同年12月3日、上記オの通知処分について、国税不服審判所長に対してそれぞれ審査請求をした(甲1の1、乙1)。

ク 国税不服審判所長は、令和元年5月14日付けで上記キの各審査請求についていずれも棄却する旨の裁決をした(甲1の1、乙1)。

(7) 本件訴訟の提起

原告は、令和元年11月5日、本件訴訟を提起した。

4 争点及び当事者の主張

本件の争点は、以下のとおりであり、争点に関する当事者の主張の要旨は、別紙3記載のとおりである。

- (1) 本件通知処分の適法性
- (2) 中野税務署長の行為に係る国家賠償法1条1項の違法性
- (3) 原告の損害

第3 当裁判所の判断

当裁判所は、本件更正請求は請求期間を徒過してされた不適法なものであって、中野税務署長がこれに対する更正をすべきでないとした本件通知処分は適法であり、その行為に国家賠償法1条1項の違法性は認められないから、原告の請求はいずれも棄却すべきものと判断する。その理由の詳細は、以下のとおりである。

1 争点(1)(本件通知処分の適法性)について

- (1) 国税通則法23条1項は、納税申告書を提出した者が更正請求をすることができる期限について、当該申告書に係る国税の法定申告期限から5年以内とする旨を定めている。

そして、国税通則法2条7号は、法定申告期限について、国税に関する法律の規定により納税申告書を提出すべき期限と規定し、所得税法120条は、所得税に係る確定申告書の提出期間について、その年の翌年2月16日から3月15日までと定めていることから、乙の平成23年分の所得税に係る法定申告期限(本件法定申告期限)は平成24年3月15日となり、国税通則法10条1項1号により期間計算については初日不算入となることから、同日から5年後の平成29年3月15日が更正請求を行い得る期限(本件期限)となるものと認められる。

したがって、平成30年7月9日にされた本件更正請求は本件期限を徒過してされた不適法なものであるから、本件更正請求につき更正すべき理由がないものとした本件通知処分は適法である。

- (2) これに対し、原告は、乙が平成25年7月8日に期限後申告をするように勧奨を受けて初めて更正請求をできるようになったのであるから、同日が本件請求期間の起算日となる旨を主張する(なお、原告が本件期限であるとする平成30年7月8日は日曜日であることから、原告は、国税通則法10条2項により同月9日が本件期限であると主張するものと解される。)。しかし、更正請求をすることができる期間(請求期間)は法定申告期限から起算すべきであることは上記(1)に説示したとおりであり、法定申告期限が原告の主張のような事情によって異なるものとなると解することはできないから、本件請求期間について平成25年7月8日から起算すべきものとする原告の上記主張は採用することができない。

2 争点(2)(中野税務署長の行為に係る国家賠償法1条1項の違法性)について

前記1のとおり、本件請求期間は平成24年3月15日から起算すべきものであり、中野税務署長がその起算日に関して誤認した事実は認められず、本件通知処分をした中野税務署長の行為に国家賠償法1条1項の違法性があるということとはできない。したがって、原告の被告に対する国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求は理由がない。

第4 結論

以上によれば、その余の点について判断するまでもなく、原告の請求はいずれも理由がないから、これらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第51部

裁判長裁判官 清水 知恵子

裁判官 川山 泰弘

裁判官 釜村 健太

(別紙1)

指定代理人目録

河村 浩幸、角木 渉、伊藤 芳樹、大野 隆太、永井 房子、三原 翔

以上

○ 国税通則法（平成二十七年法律第九号による改正前のもの）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～六（省略）

七 法定申告期限 国税に関する法律の規定により納税申告書を提出すべき期限をいう。

（更正の請求）

第二十三条 納税申告書を提出した者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該申告書に係る国税の法定申告期限から五年（第二号に掲げる場合のうち法人税に係る場合については、九年）以内に限り、税務署長に対し、その申告に係る課税標準等又は税額等（当該課税標準等又は税額等に関し次条又は第二十六条（再更正）の規定による更正（以下この条において「更正」という。）があつた場合には、当該更正後の課税標準等又は税額等）につき更正をすべき旨の請求をすることができる。

一 当該申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従つていなかったこと又は当該計算に誤りがあつたことにより、当該申告書の提出により納付すべき税額（当該税額に関し更正があつた場合には、当該更正後の税額）が過大であるとき。

二 前号に規定する理由により、当該申告書に記載した純損失等の金額（当該金額に関し更正があつた場合には、当該更正後の金額）が過少であるとき、又は当該申告書（当該申告書に関し更正があつた場合には、更正通知書）に純損失等の金額の記載がなかつたとき。

三 第一号に規定する理由により、当該申告書に記載した還付金の額に相当する税額（当該税額に関し更正があつた場合には、当該更正後の税額）が過少であるとき、又は当該申告書（当該申告書に関し更正があつた場合には、更正通知書）に還付金の額に相当する税額の記載がなかつたとき。

2～7（省略）

○ 所得税法（平成三十一年法律第六号による改正前のもの）

（確定所得申告）

第百二十条 居住者は、その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が第二章第四節（所得控除）の規定による雑損控除その他の控除の額の合計額を超える場合において、当該総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額からこれらの控除の額を第八十七条第二項（所得控除の順序）の規定に準じて控除した後の金額をそれぞれ課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額とみなして第八十九条（税率）の規定を適用して計算した場合の所得税の額の合計額が配当控除の額を超えるときは、第百二十三条第一項（確定損失申告）の規定による申告書を提出する場合を除き、第三期（その年の翌年二月十六日から三月十五日までの期間をいう。以下この節において同じ。）において、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

一～十一（省略）

2～8（省略）

当事者の主張の要旨

1 争点(1)(本件通知処分の適法性)について

(1) 被告の主張の要旨

乙の平成23年分の所得税に係る更正の請求期間(以下「本件請求期間」といい、その末日を「本件期限」という。)の起算日は、乙の平成23年分の所得税に係る法定申告期限(以下「本件法定申告期限」という。)である平成24年3月15日である。したがって、本件期限は平成29年3月15日となるところ、原告による本件更正請求は、平成30年7月9日にされた不適法なものであるから、同請求に対して更正すべき理由がないものとした本件通知処分は適法である。

(2) 原告の主張の要旨

乙は、平成25年7月8日、前任の調査官から、買換特例を適用して期限後申告をするように初めて勧奨されたものであるから、乙が更正請求をできるようになった同日が本件請求期間の起算日となるのであり、本件法定申告期限が起算日となるものではない。したがって、本件期限は、平成30年7月8日となる。平成29年7月19日の前回請求は、その期限内に収まっている。

しかしながら、中野税務署長は、本件請求期間の起算日を法定申告期限と誤認しており、本件通知処分は違法である。

2 争点(2)(中野税務署長の行為に係る国家賠償法1条1項の違法性)について

(1) 原告の主張の要旨

中野税務署長は、本件請求期間の起算日が前記1(2)のとおり平成25年7月8日であるにもかかわらず、これを誤認して本件通知処分をした。このような中野税務署長の行為には国家賠償法1条1項の違法性がある。

(2) 被告の主張の要旨

本件請求期間の起算日は前記1(1)のとおりであり、これを中野税務署長が誤認して本件通知処分を行ったことはなく、その行為に国家賠償法1条1項の違法はない。

3 争点(3)(原告の損害)について

(1) 原告の主張の要旨

中野税務署長による違法な行為により、本来払う必要がない追徴金を強引に支払わされるなどした。このような行為は原告の権利を踏みにじる行為であり、原告に生じた精神的損害を慰謝するのに必要な金額は500万円を下らない。

(2) 被告の主張の要旨

損害の発生は否認し、その額は争う。

以上